## 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(案)

条例への委任の類型

	従:従:	うべき基準 参:参酌すべき基準
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (内閣府・文部科学省・厚生労働省令)	条例への 委任の類型	川越市の考え方
設備運営基準の目的・向上(第2条・第3条)	参	
学級の編制の基準(第4条) 1学級の園児数 35人以下	従	1学級の園児数については、現行の埼玉県の認可基準に合わせて、満3歳の学級については20人以下、満4歳以上の学級は35人以下を原則とする。ただし、保育教諭を2人以上置く場合は、満3歳の学級について、1学級の幼児数を35人以下とすることができる。
職員の数等(第5条)	従	
満4歳以上の園児 30人につき1人		
満3歳以上満4歳未満の園児 20人につき1人		
満1歳以上満3歳未満の園児 6人につき1人		
満1歳未満の園児 3人につき1人		
園舎及び園庭(第6条) 園舎の面積 学級数に応じた面積と満3歳未満の園児数に応じた面積の合計 【学級数に応じた面積】 1学級 180㎡ 2学級以上 320㎡+100㎡×学級数-2) 【満3歳未満の園児数に応じた面積】 ほふくしない満2歳未満の園児数×1.65㎡ ほふくする満2歳未満の園児数×3.3㎡ 満2歳以上満3歳未満の園児数×1.98㎡ 園庭の面積 下の1.2を合算した面積 1.学級数に応じた面積と園児数に応じた面積のいずれか大きい方の面積 2学級以下 330㎡+30㎡×(学級数-1) 3学級以上 400㎡+80㎡×(学級数-3) 満3歳以上の園児数×3.3㎡ 2.満2歳以上満3歳未満の園児数×3.3㎡	従	乳児室及びほふく室については、保育所における基準について、川越市独自の上乗せをしていることから、保育所の基準と同様とした。(乳児室またはほふく室については、0歳児1人につき5㎡、1歳につき3.3㎡)ただし、市長が適当と認める場合、0歳児1人につき3.3㎡とおることができる。この上乗せに伴い、園舎面積については、本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、明直を開いて、川越市の基準とすることとした。
園舎に備えるべき施設(第7条) 職員室・保健室(兼用可) <b>乳児室 ほふくしない満2歳未満の園児数×1.65㎡</b> <b>ほふく室 ほふくする満2歳未満の園児数×3.3㎡</b> 保育室・遊戯室(兼用可) 満2歳以上の園児数×1.98㎡	従	
調理室 便所 飲料水用設備・手洗い用設備・足洗い用設備(飲料水用とは区別する)		

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 (内閣府・文部科学省・厚生労働省令)	条例への 委任の類型	川越市の考え方
園具及び教具(第8条)	参	
教育及び保育を行う期間及び時間(第9条)	従	
子育て支援事業の内容(第10条)	参	
揭示(第11条)	参	
学校教育法施行規則の準用(第12条)	従	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用(第13条)	従	
みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置(附則第2条)	従	
幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例(附則第3条)	従	
幼保連携型認定こども園の設置に係る特例(附則第4条)	従	